

地域医療構想の策定に向けた検討状況について

1. 地域医療構想の概要

- ・医療法に基づき、都道府県は平成27年度から「地域医療構想」の策定にかかる。
- ・本県では、平成27年4月に構想区域（二次医療圏）ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、策定に向けて協議中。
- ・国が策定期限の目安として示す、平成28年度半ばを目途に構想を策定予定。

【構想の内容】

①2025年の医療需要と必要病床数

4つの病床機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）、構想区域ごとに推計

②目指すべき医療提供体制を実現するための施策

病床機能の分化・連携の推進、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成等

2. 地域医療構想調整会議

「地域医療構想」の策定及び実現を推進するための協議の場として、構想区域（東部・南部・西部）ごとに医療関係者、医療保険者等で構成する「徳島県地域医療構想調整会議」を、平成27年4月に設置。

【協議経過】

・第1回会議

平成27年	4月17日（東部）	}	〈主な議事〉 「地域医療構想策定ガイドライン」 について等
	22日（南部）		
	23日（西部）		

・第2回会議

	9月14日（合同）	〈主な議事〉 専門家による講義研修等
--	-----------	--------------------

・第3回会議

11月	6日（東部）	}	〈主な議事〉 2025年の推計必要病床数について等
	9日（西部）		
	11日（南部）		

3. 当面のスケジュール

平成28年1月～ 地域医療構想調整会議での協議

平成28年度～

- パブリックコメント実施
- 徳島県医療審議会への諮問
- 「徳島県地域医療構想」の決定
- 地域医療構想の実現に向けて調整会議での協議を継続

4. 2025年推計必要病床数と病床機能報告

	医療機能	2025 必要病床数 (床) (A)	2014 病床機能報告での 病床数(床) (B)	(A) - (B)	左の 増減率 (%)
東部	高度急性期	492	1,099	▲ 607	▲ 55.2
	急性期	1,605	2,426	▲ 821	▲ 33.8
	回復期	2,080	1,228	852	69.4
	慢性期	1,946	4,027	▲ 2,081	▲ 51.7
	合計	6,123	8,780	▲ 2,657	▲ 30.3
南部	高度急性期	179	405	▲ 226	▲ 55.8
	急性期	515	790	▲ 275	▲ 34.8
	回復期	613	278	335	120.5
	慢性期	557	574	▲ 17	▲ 3.0
	合計	1,864	2,047	▲ 183	▲ 8.9
西部	高度急性期	47	10	37	370.0
	急性期	274	451	▲ 177	▲ 39.2
	回復期	310	184	126	68.5
	慢性期	377	684	▲ 307	▲ 44.9
	合計	1,008	1,329	▲ 321	▲ 24.2
徳島県	総合計	8,994	12,156	▲ 3,162	▲ 26.0

※「2025必要病床数」の総合計は、端数処理の都合上、突合しない。

※「病床機能報告」とは、医療機関が、その有する一般病床と療養病床において担っている医療機能の現状等について、毎年、都道府県に報告するもの。

※2014病床機能報告については、

- ・制度創設初年度であり、他の医療機関の報告状況や地域医療構想及び同構想の必要病床数等の情報を踏まえていないこと
- ・4つの医療機能の区分について、今後の精緻化に向けて検討中であることから、比較に際しては十分に注意する必要がある。

5. 必要病床数の推計に関する留意点

- ① 必要病床数の推計ルールは、医療法等で規定された全国共通ルールによることとされている。
- ② 必要病床数は、圏域全体としてあるべき医療提供体制構築を目指す中で収れんしていくものであり、個別の医療機関に病床の増減等を割り当てるものではない。
- ③ 各医療機関は将来の自院の在り方を踏まえた自主的な取組みを行うことになるが、その実現のためには、在宅医療等の充実が図られることが前提となっている。
- ④ 今後は、地域の実情に応じた課題抽出やその解決に向けた方策も幅広く検討することが必要。